

錦江町農業委員会総会議事録

- 開催日時 平成25年5月20日(月) 午後3時00分から
- 開催場所 錦江町 庁議室
- 出席委員(20人)

会長		宿利原勝吉
会長代理		近川 正人
委員	2番	鈴 一磨
〃	3番	東郷 輝昭
〃	4番	木原 光郎
〃	5番	厚ヶ瀬博文
〃	6番	黒瀬 正
〃	7番	牧原 昇
〃	8番	鍋 康博
〃	9番	樋渡 俊信
〃	10番	平原 栄
〃	12番	貫見 和洋
〃	13番	鮫島 廣幸
〃	14番	猪鹿倉昭雄
〃	15番	落司 順一
〃	16番	畠中 正秋
〃	17番	寺田 郁哉
〃	18番	安水 義文
〃	19番	徳永 哲朗
〃	20番	基 岸澄

欠席委員 なし

事務局職員 事務局長 坂元博美 書記 折久木まり子 書記 中野好太郎

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議事

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 附議事項

議案第4号 農地法第3条許可申請について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について

議案第7号 非農地証明願について

議案第8号 農地法第3条第2項第5号の下限面積見直しに係る錦江町農業委員会の意思決定について

議案第9号 平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

議案第10号 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動(案)について

議 長 | 只今より平成25年度第2回錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。

| 本日の総会の出席は全員出席であり、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により総会は成立していることをお知らせします。

| それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により本日の会議録署名委員を7番牧原委員と8番鍋委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。

| 次に事務局から会務報告と説明をお願いします。

事務局 (会務報告と説明)

議 長 | 只今の会務報告について、ご質問ございませんか。

全委員 (発言なし)

議 長 | ないようでございますので、以上で会務報告を終わります。

| それでは附議事項に入ります。

| 「議案第4号農地法第3条許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 | 議案第4号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。

| まず、農地法第3条許可申請受付番号1号の譲渡人は M・T さん S自治会の方です。一方、譲受人は F・S さん J自治会にお住いの方です。申請地は、神川字川路中迫1657番1、地目は台帳、現況ともに畑、地積は1,124㎡です。

| この農地は茶園でありまして、M・TさんとF・Sさんの義父であるF・Mさんの間で利用権の設定がなされておりましたが、今回、利用権設定の合意解約の届け出と所有権移転の申請があり、受理したものです。

| F・Mさんは茶の専業農家であり、Sさんはその後継者として管理作業に従事されておられます。経営規模は、世帯員4、労働力4、所有農地は、自作地が53,783㎡、小作地が1,761㎡となっています。今回の所有権移転は、贈与によるものでありますが、農地の取得要件については、錦江町の別に定める下限面積30アールは問題ございません。農業機械の所有状況は、トラクター、管理機、軽トラック、茶園管理機械一式を所有されています。

| 農作業従事については、年間従事できるよう記載があり、農業歴も5年の経験があるようです。

| 農地の全部利用等要件も含め、取得要件を中心に担当農業委員からの調査報告をお願いします。

| 担当調査委員は4番木原委員です。

| 次に、受付番号2号の譲渡人は H・Mさん Y自治会の方です。一方、譲受人は T・Tさん M町にお住いの方です。申請地は、城元字塩屋ノ上294番1、地目は台帳、現況ともに田、地積は157㎡です。

| ここは、用途変更によって消費者金融の貸出機が設置されておりましたが、現在は、農地に復旧されています。

| T・Tさんは、父のTさんから農業後継者として、経営移譲を受けており、現在は、兼業農家として、農作業に従事されています。

| 経営規模は世帯員2、労働力2、農地の所有については、自作地1,910㎡、小作地29,812㎡となっています。この農地は、自作農地に隣接しており、規模拡大目的で取得されるとのことです。農地の取得要件については、錦江町の別に定める下限面積30アールは問題ございません。農業機械の所有状況は、トラクター、田植え機、コンバイン、耕運機を所有されています。

| 農作業従事については年間従事ができるよう記載があり、農業歴15年の経験があるようです。農地の全部利用等要件も含め取得要件を中心に担当農業委員からの調査報告をお願いします。

| 担当調査委員は、15番落司委員です。

議 長 | ただ今、事務局から説明がありました。初めに、4番木原委員に調査報告をお願いいたします。

4番 木原委員 | 今、局長の方から詳しく説明がありました。受付番号1号につきましては、譲渡人のMさんの妹の長女の婿であるSさんに贈与されるということです。農業委員を何期もされておられる方はお気づきと思いますが、以前は同居でないと下限面積がクリアできないということだったと思いますが、マーカーで印がしてある資料がありますが、今回は養子縁組というように、子供という関係になって、親族になり、下限面積がクリアできると局長がいわれましたので、この案件については下限面積さえクリアできれば何ら問題ないのではないかと考えます。F・Mさんの同一世帯ということであれば、大規模農家で茶をつくって、共同茶工場やら持っていらっしゃる方ですので、何ら問題はないと思います。以上です。

議 長 | つぎに、15番落司委員に調査報告をお願いいたします。

15番 落司委員 | 今、局長の方から説明があったわけですが、このH・Mさん、T・Tさんごさいますが、この土地は、金融機関に店舗付きで貸してありましたが、最近駐車場みたいになっていたわけですが、それをT・Tさんが購入されて、現在きれいに整地され、耕うんもされております。また、専業農家の農業後継者として農業に取り組んでいらっしゃいます。世帯員が所有している機械等は、すべて揃っています。農業従事、雇用等についても従事者の確保が見込まれています。世帯員等の農業能力につきましても何ら問題はないと思いますので、ご検討をお願いいたします。ちなみに、この土地の価格であります。157㎡で、380万円ということでごさいました。

議 長 | ありがとうございます。ただ今2人の委員から調査報告がありました。1号から2号までについて、質問異議等はありませんか。

10番 平原委員 | 380万円ですか。

15番 落司委員 | 宅地の価格ということです。

4番 木原委員 | 農地としての利用ではなくて、宅地としての利用ですか。

15番 落司委員 | そういうことではないです。今は、まだ何も植えてないけど、きれいに整地、耕うんがしてあります。

議 長 | 質問があったら、手を挙げてしてください。他にありませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。お諮りします。「議案第4号農地法第3条許可申請について」を採決します。議案第4号は原案のとおり許可することに異議ありませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。したがって、「議案第4号農地法第3条許可申請について」は原案のとおり許可することに決定しました。次に「議案第5号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について」を議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 | それでは、「議案第5号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について」を説明いたします。

受付番号4号の譲渡人は、Y・Kさん K市在住の方です。申請地は、馬場字昭和5621-13、地目は台帳現況共に畑、地積は989㎡です。

譲受人は、S・Kさん S自治会にお住いの方です。経営規模は、世帯員5、労働力3、自作地が34,385㎡、小作地が88,203㎡で茶、甘藷を主体に幅広く経営されております。農業機械の所有状況は、トラクター、ハーベスター、4tトラック、2tトラック等となっています。

担当調査委員は、2番鈴委員です。

議長 | それでは、ただ今事務局から説明がありましたが、調査報告を2番鈴委員にお願いします。

2番鈴委員 | この案件は、前に斡旋に上がってきていたもので、斡旋成立というものです。譲受人のS・K君については、認定農業者でもありますし、今、大いに頑張っている新進気鋭の若手でございますので、何ら問題はないと思います。価格は全部で25万円でした。以上です。

議長 | ありがとうございます。ただ鈴委員から調査報告がありましたが、4号について、質問異議等はありませんか。

3番東郷委員 | この世帯員ですけれども、Mさんも入っているの

2番鈴委員 | たぶん入っていると思います。

3番東郷委員 | それであれば、人数が全然違うけど。K家だけで5人……

事務局 | 子供は入っていないです。成人年齢の人を数えています。

議長 | 他にありませんか。

全委員 | なし。

議長 | 異議なしと認めます。お諮りします。「議案第5号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について」を採決します。議案第5号は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

全委員 | なし。

議長 | 異議なしと認めます。したがって、「議案第5号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に「議案第6号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 | それでは「議案第6号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」説明いたします。

初めに受付番号12号から14号については貸し人、借り人ともに同一ですので、続けて説明いたします。この3筆の貸し人は、N・Eさん H自治会にお住まいの方です。申請地は、

12号が田代麓字油木田934-1番、現況地目は田、地積は526㎡
13号は田代麓字油木田935-1番、現況地目は田、地積は1,030㎡
14号は田代麓字前田939-2番、現況地目は田、地積は500㎡で、3筆合計2,056㎡です。
貸付期間は平成25年6月1日から平成30年12月14日まで、小作料は全部で8,000円です。
借り人は、H・Hさん M自治会の方です。経営規模は、世帯員3、労働力1、雇用労働力7人で延べ340日、自作地が11,018㎡、小作地が33,433㎡で飼料作物を主に経営されております。農業機械の所有状況は、トラクター、コンバイン、乾燥機、ショベルカー、田植え機、ライムソアとなっています。
担当調査委員は、4番木原委員です。

次に受付番号15号から19号については、親子間による使用貸借の申請です。この5筆の貸し人のO・Tさんと借り人のO・Kさんは、K自治会に同居されています。申請地は

15号が神川字岩下2923番、現況地目は田、地積は278㎡
16号は神川字岩下2924番、現況地目は田、地積は1,015㎡
17号が神川字寺ノ上4865-2番、現況地目は畑、地積は3,085㎡
18号は神川字桂巻5136-1番、現況地目は畑、地積は1,527㎡
19号は神川字丸尾7383-3番、現況地目は畑、地積は2,567㎡で、5筆合計8,472㎡です。
貸付期間は、平成25年6月1日から平成35年12月14日までで、使用貸借のため小作料は発生しません。
担当調査委員は、19番徳永委員です。

議長 | それでは、ただ今事務局から説明がありましたが、木原委員から順次調査報告をお願いいたします。初めに4番木原委員お願いします。

4番木原委員 | 受付番号12号から14号については、先月も同じ周辺がありました。手続きが遅れて今月になったということでありました。ほとんど先月と同じで、飼料米等やら飼料を植えるということですので、よろしくをお願いします。

議長 | ありがとうございます。次に19番徳永委員の報告をお願いいたします。

19番徳永委員 | O・TさんとO・Kさんは、実の親子で、Kさんは昨年、定年退職して実家に帰ってきて、同居生活をされています。親子なので贈与というのがすぐ頭に浮かぶのですが、それはせずに、O・Tさんは農業者年金を受けておられまして、その関係で、17・18・19号を貸しておられました。自分で作らずにですね。
16号が遊休農地になっておりまして、その解消と17・18・19号の合意解約をとって、息子さんが耕作するという話がつきまして、この契約になりました。すでに16号のところは半分が果樹、半分が田んぼでありまして、耕作をされています。残りのところも野菜、果樹を植えておられますので、農業後継者としても意欲のある方です。問題はないと思います。

議長 | ありがとうございます。ただ今2人の委員から調査報告がありましたが、12号から19号までについて、質問異議等はありませんか。

2番鈴委員 | これは農業者年金をもらうための申請……

3番東郷委員 | 贈与でもいいんですね……

19番 徳永委員 | その話が出ただけで、あっさりとは贈与にしないという話もしたところですが、現状では生前贈与になるということです。

2番 鈴委員 | 経営移譲すれば年金の方はクリアできるんじゃないの・・・・・・・・

19番 徳永委員 | 今までは、農地を貸して年金をもらっていた。それを解約して、返してもらって、息子さんが継ぐということで、その時点で経営移譲とする。
今までは経営はしていなかったという解釈はできないのかなあ・・・どうなんですか

10番 平原委員 | 経営移譲でいいんじゃないの・・・・・・・・

2番 鈴委員 事務局 | 息子に継ぐのだからいいんじゃないの・・・・・・・・

事務局 | 年金をもらっていらっしゃるのに農地を持っていらっしゃったから、農業者年金をもらうとすれば、経営農地は10アール以上は持てないので、誰かにか貸さないといけないわけです。
子供であっても所有権移転をしないのであれば利用権設定なりを結ばないといけないことになっていますので、今回、利用権設定を結ぶことになっています。
第3者と契約されていたのが、切れた後が契約されていなくてですね、息子さんがその後、他所から帰ってこられて農業を継いでいらっしゃるということで、「息子さんの方に使用貸借で契約を結んで、後継者にしないと年金を返さないといけないです。」と話をして今回契約をしたところでは。

一部委員 | わかりました。

議長 | 他にありませんか。

全委員 | なし。

議長 | 異議なしと認めます。お諮りします。「議案第6号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」を採決します。
議案第6号は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

全委員 | 異議なし。

議長 | 異議なしと認めます。したがって、「議案第6号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。
次に「議案第7号非農地証明願について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 | それでは、「議案第7号非農地証明願について」説明いたします。
申請人は、N・Nさん K市在住の方です。申請地は、
神川字竹山6482-15、地積は35㎡
神川字竹山6482-17、地積は49㎡
神川字竹山6482-20、地積は89㎡で、3筆の合計は173㎡です。
地目は、3筆とも台帳では畑となっていますが、現況は山林であります。
会務報告でも、報告しましたとおり、15日にNさんの立ち合いを求め、宿利原会長と調査委員の黒瀬さん、事務局職員2名で現地の確認もしたところでもあります。
調査報告につきましては、6番黒瀬委員にお願いします。

議長 | それでは、ただ今事務局から説明がありましたが、調査報告を6番黒瀬委員にお願いします。

6番 黒瀬委員 | それでは、調査内容を報告いたします。
 | 今、局長から報告がございましたとおり、15日に会長、私、事務局で、申請人の代理人、Nさんの娘婿さんのHさんという方でございますが、立会いのもとで現地調査を行いました。
 | 本申請地は、I集落内にあり、当初から農振農用地区域外のところであります。この農地を含むほとんどが山林であります。
 | 今回申請のあった農地につきましても、30年以上前から木が植えてあり、山林となっております。
 | 今回の非農地証明についてはやむを得ないものと思われま。以上です。

議長 | ありがとうございます。ただ今調査員から調査報告がありましたが、この件について、質問異議等はありませんか。

3番 東郷委員 | 地図の中の地番のところの中のこれだけ・・・・・・・・

事務局 | すみません、11ページを見ていただきたいのですが、今回ですね、I元地区が、一昨年に地籍調査をされまして、今年決定をして、年末頃に総会にかけてですね、登記をする予定の区域だったんですが、Nさんのところは、地籍調査で合筆をされる予定だったんですよ。面積変更と。ところが、それを待たずにですね。お父さんの方が、現在入院をされてまして、早々と名義を娘さんに代えたいということで、周りの山林の方の名義を変えられたんですよ。そうしたことによって、一部地目で畑があったものですから合筆ができない状況になったんです。地籍調査の方ですね。名義が違うということで。今回、地籍調査で合筆をするためには、名義を代えないといけないので、そのためには地目が山にならないといけないということで、非農地の証明願いを出されたということです。
 | Iを離れられた昭和30年頃には、山になっていたらしいです。Hさんの言われるにはですね。娘さんが60歳位ですので、その方が小学校の時には、もう山だったということですので・・・・・・・・

2番 鈴委員 | 6482の15は、どうしても35㎡には見えないのだが・・・・・・・・

事務局 | 添付資料は地積図ですので、地籍で面積は変わる予定です。
 | ここで出てくる面積はあくまでも登記簿上の面積ですので、登記簿上でしか処理をすることができませんので、登記簿謄本の登記地番の面積ですからご了承ください。

10番 平原委員 | 6482の17、20は、どこにあるの・・・・・・・・

事務局 | この地番は、こっちにはないの・・・・・・・・

事務局 | 17と20は、15に含まれる予定です。地籍で合筆するために出しています。場所としては、図面の中では15の中に入っています。

10番 平原委員 | 図面に地番がないと思って・・・・・・・・

事務局 | これは地積で登記する予定の図面ですので、本来は、まだ外には出ない図面です。

議長 | 他にありませんか。

全委員 | なし。

議長 | 異議なしと認めます。お諮りします。「議案第7号非農地証明願について」を採決します。議案第7号は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

全委員 | 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。したがって、「議案第7号非農地証明願について」は、原案のとおり証明することに決定しました。

次に「議案第8号農地法第3条第2項第5号の下限面積見直しに係る錦江町農業委員会の意思決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、「議案第8号農地法第3条第2項第5号の下限面積見直しに係る錦江町農業委員会の意思決定について」説明いたします。

この件につきましては、農地法第3条に伴う権利取得者の下限面積に関する内容となっておりますが、農地法第3条第2項第5号において下限面積が定められており、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部または一部について別段の面積を定め、これを公示した面積となります。

農林水産省令第20条第1項第1号に自然的経済的条件から見て、営農条件がおおむね同一と認められる地域であり、第2号でその面積は10アール以上であること、さらに第3号で当該区域内において農地または採草放牧地を耕作または養育に供している者の総数の100分の40を下回らないで算定されることが要件となっております。これを基に地域の实情に応じて農業委員会の判断で引き下げることができるとなっております。

資料に2010年に実施された農林業センサスのデータによる下限面積試算結果を示してありますが、下限面積30アール未満の農家が540戸で総数の44.3パーセントとなっており、農林水産省令の要件を満たしています。現行の別段に定める下限面積は30アールと変更はありませんので、今回も別段の下限面積を30アールとしてよいか提案するものであります。

議 長 それでは、ただ今事務局から説明がありましたが、この件について、質問異議等はありませんか。

10番 現行のとおりでいいんじゃないですか。

平原委員 これでもいいですか。

全委員 はい。

議 長 異議なしと認めます。お諮りします。「議案第8号農地法第3条第2項第5号の下限面積見直しに係る錦江町農業委員会の意思決定について」を採決します。議案第8号は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

全委員 なし。

議 長 異議なしと認めます。したがって、「議案第8号農地法第3条第2項第5号の下限面積見直しに係る錦江町農業委員会の意思決定について」は、原案のとおり決定しました。

議 長 しばらく休憩します。

議 長 議事を再開します。

「議案第9号平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、「議案第9号平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」説明いたします。

これにつきましては、平成24年度中に数回協議がなされ、24年度の農業委員会の活動を検証してきたところでありますが、今回も昨年同様、これまで審議していただいた内容を最終的に取りまとめ、決定の上、これを平成24年度の錦江町農業委員会の実績とするものであります。

それでは、資料に基づき説明いたします。まず資料15ページの

I 法令事務に関する点検の 1 総会等の開催及び議事録の作成の

(1) 総会時の開催日・公開である旨の周知状況については、アの周知しています。

農業委員会の開催日については、開催を告げる公告を庁舎掲示板に掲示し、農業委員会の公開については、農業委員会会議規則により会議を公開する旨が規定されており、町のホームページや広報誌等でも周知しているところです。

(2) 総会等の議事録の作成については、アの周知しているです。

錦江町農業委員会会議規則第23条に議事録の作成が規定されています。作成に要した期間は、概ね10日間です。

(3) 議事録の内容については、アの詳細なものを作成しているです。

ICレコーダーで録音したものを聞き取りの上、詳細な議事録を作成しています。

(4) 議事録の公表については、アの公表しているです。

町のホームページ上に毎月掲載し、あらゆる方々に見ていただけるよう、取り組んでいます。なお、掲載する際には、個人情報保護法の観点から農業者等の個人名はイニシャルで表示しています。

次に、16ページの2事務に関する点検について

(1) 農地法第3条に基づく許可事務については、平成24年度中の処理件数は30件で、許可件数も同じく30件となっています。事実関係の確認については、事務局担当職員の現地確認及び担当農業委員の現地調査並びに当事者の要件等の聞き取り調査等を実施する形で行っています。総会での審議については、事務局からの議案の説明と担当農業委員の現地調査等の報告を求めてから審議し、採決を行っています。申請者等への審議結果の通知については、申請者本人に通知しています。審議結果の公表については、町のホームページに議事録を掲載し、公表しています。申請の処理期間は申請書の受理から許可書の交付までを30日としています。

(2) 農地転用に関する事務（意見を付して知事へ送付）については、平成24年度中に3件送付していますが、うち1件は農地法第4条、2件が第5条の許可申請でありました。事実関係の確認については担当農業委員及び会長、事務局との合同調査を現地で実施しています。総会での審議については、事務局からの議案の説明と担当農業委員の現地調査等の報告を求めてから審議しています。審議結果の公表については、町のホームページに議事録を掲載し、公表しています。処理期間については、24年までは県に進達という形でしたので、申請書の受理から最長60日としています。

次に、資料は17ページになります。

(3) 農業生産法人からの報告への対応については、平成24年度の町内の農業生産法人は10法人で、すべての法人から報告書が提出されています。農業生産法人の状況については、農業生産法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置を取るべきことを勧告した農業生産法人はありませんでした。

(4) 情報の提供等のうち、賃借料情報の調査・提供については、調査対象賃借件数が405件で、平成25年4月に町のホームページに掲載し、公表しています。農地の権利移動等の把握状況については、調査対象権利移動等件数が479件あり、取りまとめを平成25年3月に取りまとめを行っています。農地基本台帳の整備については、整備対象農地面積が80.86ヘクタールあり、整備方法はパソコンへの直接入力で、データの更新は毎月の農業委員会の総会終了後に随時入力しています。

まず、18ページは16ページと重複していますので、削除となります。 それでは、資料の19ページからになります。

II 法令事務（遊休農地に関する措置）に関する評価の

1 現状及び課題については、現状が、平成24年1月現在の管内の農地面積は1556.7ヘクタール、遊休農地面積は26.6ヘクタールで遊休農地面積の割合が1.7パーセントとなっています。これに対する課題として平成24年度までの目標に設定した内容は、23年度までに解消した面積が28.62ヘクタール、24年度の目標が17.8ヘクタールで、合計46.42ヘクタールとなっています。

次に、

2 平成24年度の目標及び実績については、目標は17.8ヘクタール、実績が6.4ヘクタールで、達成率は40パーセントとなっています。

次に、

3 2の目標の達成に向けた活動の活動計画については、農地利用状況調査、遊休農地の調査を8月から9月にかけて実施し、調査員は20人、調査の取りまとめを12月に設定し、町内農地の一筆調査による調査を実施し、遊休農地への指導を平成25年3月に計画されていました。

活動実績としては、計画どおり、農地利用状況調査を8月から9月に町内農地の一筆調査による調査を調査員20人で実施し、調査の取りまとめを12月に行いました。遊休農地への指導については、平成25年3月に実施し、指導件数53件、指導面積7.7ヘクタール、指導対象者43人となっています。その他の取り組み状況として、担当農業委員が遊休農地解消への指導を行っております。

次に、

4 評価の案の目標に対する評価の案では、解消達成率は減少したが対象農地以外にも確実に解消、集積が進んでいるとしました。活動に対する評価の案では、農業委員活動により斡旋もしくは利用権設定がなされたとしました。

次に、

5 地域の農業者等からの意見等については、特に意見は寄せられていません。

20ページの

6 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定についても、意見が寄せられていませんので空欄となります。

次に

Ⅲ 促進等事務に関する評価の 1 認定農業者と担い手の育成確保の

(1) 現状及び課題では、現状としまして、平成24年1月現在で、農家数672戸、うち主業農家422戸、農業生産法人数10法人、認定農業者151経営体、特定農業法人と特定農業団体は0となっています。課題としては、

- ・農業者の高齢化が進んでいる。新規就農者が発生したが数的に少ない。
- ・集落営農組織が新たに誕生し、今後他地域への浸透を図る必要がある。
- ・円安等により農業の資機材等の価格が上昇し、反面農産物の価格低迷で生活が厳しい。
- ・春先の冷温等により安定的な生産ができなくなった。
- ・規模拡大しようにも一筆当たりの面積が狭く、且つ飛び地になっているので大型機械による規模拡大の障害となっている。

等としています。

(2) 平成24年度の目標及び実績については、目標とした認定農業者は192経営体、特定農業法人、特定農業団体はいずれも0で、実績は、認定農業者151経営体、特定農業法人、特定農業団体はいずれも0で、達成状況は認定農業者で78.6パーセントとなっています。

これについては、高齢になり経営の規模を縮小したために認定農家で亡くなった方がいたりして、目標に届かなかったということです。

(3) (2)の目標に向けた活動の活動計画では、認定農業者について、農業委員による個別指導を通じて、認定農業者への誘導を推進する。9月頃に認定農業者と農業委員と語る会を設け、農業者から意見をくみ取る。10月は農地流動化月間と位置づけ、農地の新規掘り起こしを行うとともに担い手への集積を図るとしており、活動実績として、再認定については、事務局からの通知文書で再認定を促し、新規の候補者には、ことあるごとに農業委員からの推進が図られたと思います。10月に認定農業者と語る会が実施され、認定農業者からの意見が出されました。また、農地流動化推進期間に新規掘り起こしもなされたところです。

21ページになります。

(4) 評価の案については、目標に対する評価の案を、農業委員会が認定農業者の掘り起こしを推進しているが、年齢等の高齢化により実質減少しているとし、活動に対する評価の案では、認定農業者の再認定を促すとともに、農業で自立する方策を示していかなければならないとしたところです。

(5) 地域の農業者等からの意見等については、特に意見は寄せられていません。

よって、

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定についても、意見が寄せられていませんので空欄となります。

次に、

2 担い手へ農地の利用集積については、

(1) 現状と課題として、現状、平成24年1月現在ですが、管内の農地面積は1556.7ヘクタール、これまでの集積面積は783ヘクタール、集積率は50.30パーセントとなっており、課題として、これまで各々に賃貸借等が進められているので、面的まとまりが無く飛び地となっている。甘藷農家や畜産の飼料畑などへ集積が図られたが、高齢化による担い手リストから外されるなど担い手の不足が課題となっているとしています。

(2) 平成24年度の目標及び実績については、目標5ヘクタールに対し、実績は18ヘクタールで、達成状況は360パーセントになっています。

資料は22ページになります。

(3) (2)の目標の達成に向けた活動として、活動計画では、10月を農地流動化月間と定めて、新規掘り起こし活動を積極的に推進するとしており、活動実績では、年間を通じて担い手への集積を図りました。特に畦等の除去による面的集積を図り併せて耕作放棄地解消事業により集積が向上しました。

(4) 評価の案については、目標に対する評価の案を、新規掘り起こしによる利用権設定がなされたとし、活動に対する評価の案では、このような地道な活動を通じて担い手への図る必要があるとしたところです。

(5) 地域の農業者等からの意見等については、特に意見は寄せられていません。

よって、

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定についても、意見が寄せられていませんので空欄となります。

次に、

3 違反転用への適正な対応については、

(1) 現状と課題として、現状、平成24年1月現在ですが、管内の農地面積は1556.7ヘクタールで、違反転用面積はありませんでした。

(2) 平成24年度の目標及び実績については、記載はありません。

(3) (2)の目標に向けた活動については、活動計画として、年間を通じて農地パトロールを実施して、違反転用の発見を事前に察知すると共に法令手続きの指導を行うとしておりますが、指導する案件はありませんでしたので、活動実績の欄は空欄となっています。

資料は、23ページになります。

(4) 評価の案については、目標に対する評価の案を、農地パトロールはそれぞれの委員ごとに実施したとし、活動に対する評価の案では、違反転用等が判明した折は、法令手続きで処理を行うとしています。

(5) 地域の農業者等からの意見等については、特に意見は寄せられていません。

よって、

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定についても、意見が寄せられていませんので空欄となります。

以上です。

議長 それでは、ただ今、「議案第9号平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」説明がりましたが、この件について、質問異議等はありませんか。

全委員 なし。

議 長 | 異議なしと認めます。お諮りします。「議案第9号平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を採決します。議案第9号は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。したがって、「議案第9号平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」は、原案のとおり決定しました。
次に「議案第10号平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 | それでは、「議案第10号平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」説明いたします。

資料は、25ページからになります。

I 法令事務(遊休農地に関する措置)の

1 現状及び課題につきましては、

現状としまして、平成25年3月31日現在の管内の農地面積は1556.7ヘクタール、遊休農地面積は29.0ヘクタール、遊休農地の割合は1.86パーセントとなっています。課題としまして、

- ・利用権設定した農地で、条件不利を理由に合意解約が出されるようになってきた。
- ・高齢で耕作が継続できなくなっている。
- ・鳥獣被害で耕作意欲がそがれている。

としています。

2 平成25年度の目標案及び活動計画案につきましては、

目標案では、遊休農地の解消面積を13.3ヘクタールとし、目標案の設定の考え方として、利用権設定等による遊休農地の解消を図るとしています。

活動計画案では、農地の利用状況調査の実施時期を8月から9月、調査員数の実数を20人、調査結果の取りまとめ時期を11月から12月とし、調査方法は、農地パトロール(農地利用状況調査)による一斉調査としています。

遊休農地への指導は、実施時期を平成26年2月頃と考えています。

3 地域の農業者等からの意見等と 4 地域農業者等からの意見等を踏まえた平成25年度の目標及び活動計画については、項目のみを設定しています。

26ページをお開きください。 I 促進等事務の

1 認定農業者等担い手の育成及び確保について

(1) 現状、課題の現状については、農家数672戸、うち主業農家422戸、農業生産法人数10法人、認定農業者151経営で、特定農業法人及び特定農業団体は0であります。

課題としましては、

- ・タバコの廃作農家が大量に農地を保有しており、この農地の有効利用を図るため、現在、露地野菜等の作付生産が積極的に取り組まれており、引き続き推進する必要がある。
- ・農産物の安定的な価格と生産体制の確立を図る必要がある。
- ・遊休農地の状態が狭隘(きょうあい)であることや排水不良の農地が多く、土地改良が課題であるとしています。

(2) 平成25年度の目標案及び活動計画案については、

目標案として、認定農業者数を160経営、特定農業法人及び特定農業団体は0とし、目標案設定の考え方を認定農業者の再認定への誘導と新規の掘り起こし、

活動計画案では、認定農業者について、

- ・新規事業を予定する農業者を認定農業者への誘導を図る。
- ・再認定を行うべき対象者へ、農業委員を通じて認定農業者への誘導を図る。
- ・親子共同経営者等若手農業者に対して、10月の農地流動化強化月間及び1月の農業者年金加入推進月間を重点期間として認定農業者への誘導を図る。

としました。

(3) 地域の農業者等からの意見等と (4) 地域農業者等からの意見等を踏まえた平成25年度の目標及び活動計画については、項目のみを設定しています。

次に、資料は27ページになります。

2 担い手への農地の利用集積について、

(1) 現状、課題の現状については、平成25年1月現在の管内の農地面積を1556.7ヘクタール、これまでの集積面積を801ヘクタール、集積率51.45パーセントとなっています。

課題としまして、

・これまで各々に賃貸借等が進められているので、面的まとまりが無く飛び地となっている。

・高齢農家や離農農家等の農地に荒廃地が多いので、集落営農の担い手としての位置づけと農地の集積を図る。

・耕作放棄地解消事業を活用し、放棄地解消と併せて面積集積を図る。

としました。

(2) 平成25年度の目標案及び活動計画案の平成25年度までの目標案として集積面積の平成25年単年度の純増目標を10ヘクタールとし、目標案設定と考え方として、規模拡大担い手農家の実態把握に努めて、貸し手と借り手の調整に努めるとしました。

活動計画案として、10月を農地流動化月間と定めて、新規掘り起こし活動を積極的に推進するとしたところです。

(3) 地域の農業者等からの意見等と (4) 地域農業者等からの意見等を踏まえた平成25年度の目標及び活動計画については、項目のみを設定しています。

次に、資料は28ページになります。

3 違反転用への適正な対応について、

(1) 現状、課題の現状については、平成25年1月現在の管内の農地面積は1556.7ヘクタールで、違反転用面積はありません。

(2) 平成25年度の目標案及び活動計画案については、現在のところ違反転用に該当する案件はありませんが、活動計画案として、8月を農地パトロール月間と定めて、町内の各農地を担当委員毎に分けて実施することとしています。

(3) 地域の農業者等からの意見等と (4) 地域農業者等からの意見等を踏まえた平成25年度の目標及び活動計画については、項目のみを設定しています。

以上です

議長 それでは、ただ今事務局から説明がありましたが、この件について、質問異議等はありませんか。

全委員 なし。

議長 異議なしと認めます。お諮りします。「議案第10号平成25年度の目標及びその達成に向けた活動(案)について」を採決します。議案第10号は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

全委員 なし。

議長 異議なしと認めます。したがって、議案第10号平成25年度の目標及びその達成に向けた活動(案)については、原案のとおり決定しました。

以上で平成25年度第2回錦江町農業委員会定例総会の附議事項を終了いたします。

会長

7番

8番

議事録調整者 折久木まり子